

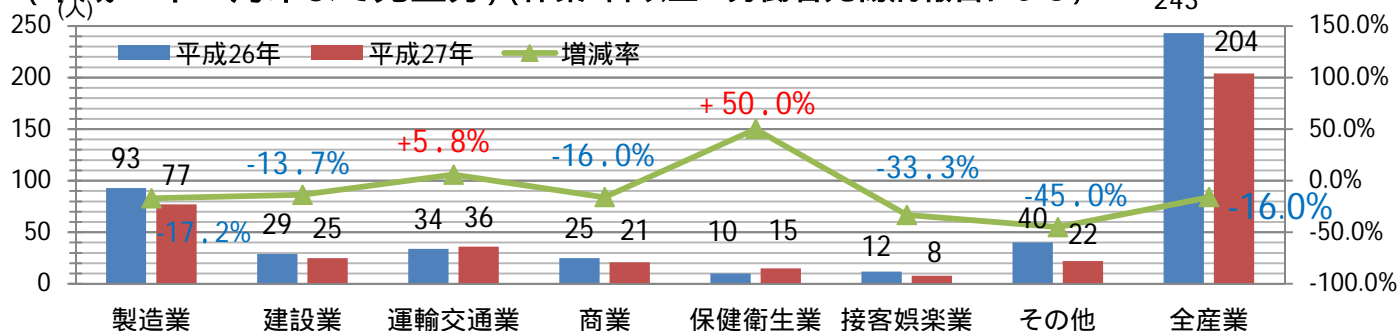
事業主の
みなさまへ

あわただしい年末年始が近づいてきました。
安全確認を徹底し、新年を‘ゼロ災’で迎えま
しょう。

H27.11.6 筑西労働基準監督署

筑西労働基準監督署管内の労働災害発生状況

(平成27年10月末まで発生分)(休業4日以上 労働者死傷病報告による)



昨年、労働災害が大幅に増加したことから、事業主の皆様には労働災害防止活動の強化をお願いし、そのご努力により、筑西監督署管内での平成27年の労働災害件数(休業4日以上の死傷災害)は、10月末までの発生で204件と、昨年同期より39件減少しました。

しかし、製造業全体で減少の中、**パルプ・紙・紙加工品製造業**、**プラスチック製品製造業**、**一般機械器具製造業**で災害が増加、約半数は「はさまれ・巻き込まれ」による災害です。

また、**道路貨物運送業**で増加傾向にあり、昨年より**交通事故**、**荷の転倒や落下**による災害が増加しています。

医療保健業、社会福祉施設である**保健衛生業**において**災害が増加**、半数が「転倒」による災害です。

平成27年の労働災害は、事故の型別で、「はさまれ・巻き込まれ」(47件)、「墜落・転落」(41件)、「転倒」(32件)、「激突」(19件)、「交通事故」(14件)、「切れ、こすれ」(14件)の順で多く発生、以上で全体の約82%を占めています。

激突災害の約7割は、飛び降りたことが原因で発生しています。安全な設備とゆとりある職場環境づくりに努め、労働者に不安全な行動をしないよう教育しましょう。

平成27年の労働災害を全業種で減少させることをめざし、次の災害防止を重点に労働災害の防止の取組をお願いします。

4つの重点

激突災害は、人が物にあたった場合に発生した災害をいい、人からぶつかった場合、飛び降りた場合等による災害は 激突災害に分類します。

はさまれ・巻き込まれ災害の防止

墜落・転落災害の防止

転倒災害の防止

交通労働災害の防止

本年度の「年末年始無災害運動」は、「たぶん」「だろう」に危険がひそむ しっかり点検 年末年始」をスローガンに、12月15日から1月15日の期間実施されます。
安全意識、危険感受性を高め、あわただしい年末年始を無事故・無災害で乗り切りましょう。

墜落・転落災害防止対策

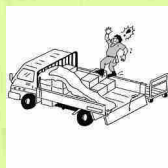
- 1 的確な足場、手すりの設置により墜落防止対策がされているか、親綱等を設置し安全帯の使用が可能か、はしごや脚立が適切に使用されているか、設備の点検、使用方法をチェックしましょう。
手すりの下からの墜落を防止する中さん等の有無も確認、改善すべき点があれば改善し、作業を開始しましょう。

スレート屋根踏み抜きによる災害にも注意しましょう。(作業を行う場合は、必ず歩み板、安全ネットを設けた上で作業しましょう。)

建設業でも、はしごや脚立からの墜落の災害が少なくありません。すべての業種で、はしごや脚立からの墜落災害に注意しましょう。

- 2 安全帯使用の安全ルールを遵守させましょう。
- 3 道路貨物運送業では、トラックの荷台、ステップ等からの墜落災害が最も多いです。
保護帽の着用、安全帯の使用や、つまずかないよう足元を安全に、荷台、運転席から飛び降りない、「あおり」に足をかけて作業しない、背中を荷台の外側に向けないこと等、自動車運転者等に指導しましょう。

荷主等において、自動車運転者等が安全に昇降できる、安全帯の使用を容易にできる墜落・転落防止のための設備(昇降設備、安全帯取付設備)の設置が望まれます。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

- 1 巻き込まれるおそれのある危険な箇所にはカバー等を設けましょう。
- 2 プレスなど機械の加工箇所に手など身体の一部が入らないよう囲い、覆い等を設ける、安全を確保する安全装置を取付け、有効に機能することを確認した上で作業を開始しましょう。作業には、囲いや安全装置などが有効に機能保持した状態で作業するよう指導しましょう。
- 3 非定常作業時のマニュアルを策定し、機械の点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止した上で行わせましょう。
その場合には、他の者が不用意に作動させることがないように、スイッチ等に表示板を掲示しましょう。
- 4 非定常作業時の機械停止やはさまれ防止の用具の使用など、非定常作業時のマニュアルを含めた安全教育を励行しましょう。
- 5 車両系建設機械、フォークリフトなど車両系荷役運搬機械などによるはさまれ、激突災害防止のため、危険な範囲に立ち入らせないようにしましょう。



転倒災害防止対策

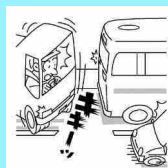
- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底による床面の油汚れや水漏れ、障害物の除去をしましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がないようにしましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒や交通事故に十分注意しましょう。
- 6 STOP! 転倒災害 プロジェクト2015 の取組として、危険箇所に表示等を行うことによる「見える化」の推進、安全な歩き方、作業方法、労働者が転ぶ危険を感じることの推進も図りましょう。



適正な労働時間等の管理と自動車等走行管理

- 1 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 2 乗務開始前に点呼を実施し、疾病などの健康状態や飲酒状況等を確認しましょう。
- 3 自動車等運転者の疲労に配慮し十分な休憩時間を確保する走行計画としましょう。
- 4 交通安全情報マップの作成、交通危険予知訓練の実施等、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」により、自動車、バイクによる交通労働災害の防止に努めましょう。



以上4つの重点のほか、特に重篤災害につながる労働災害の防止対策も併せお願いします。